

関税定率法第5条の規定による便益関税の適用
に関する政令の一部を改正する政令案要綱

- 1 台湾の世界貿易機関への加入に伴い、便益関税適用国（その一部である地域を含む。）の指定に係る規定を整備することとする。（別表関係）
- 2 この政令は、平成14年4月1日から施行することとする。